

## 議事録

会議の名称	弘前市都市計画審議会	
開催年月日	平成29年11月15日(水)	
開始・終了時刻	午前10時00分 ~ 午後0時15分	
開催場所	市民防災館3階 防災会議室	
議長の氏名	弘前大学大学院地域社会研究科長 北原 啓司	
出席者	会長 北原 啓司 委員 土井 良浩 委員 工藤 美佐緒 委員 松橋 武史 委員 今泉 昌一 委員 小山内 司 委員 工藤 光志	代理 澤頭 潤(委員 平山 千代和) 委員 齊藤 嘉春 委員 小山 三千雄 委員 成田 繁則 委員 柳田 光祥 委員 高松 勇好 委員 菊地 傑
欠席者	委員 都川 満	
事務局職員の職氏名	都市環境部長 柳田 穩 都市政策課長 天内 隆範 都市政策課長補佐 小山内 孝紀 都市政策課主幹兼計画係長 宮本 洋 都市政策課管理・事業係長 千葉 克人	上下水道部長 加藤 和憲 上下水道部総務課長 大高 重文 上下水道部総務課長補佐 竹内 伸幸 上下水道部総務課計画係長 相馬 孝康
会議の議題	1 開会 2 組織会 3 報告 弘前広域都市計画地区計画(茂森新町地区計画他9地区計画)の改正 4 議案審議 •議案第1号 弘前広域都市計画地区計画(弘前駅前・上土手町地区計画他5地区計画)の変更 について(弘前市決定) •議案第2号 弘前広域都市計画下水道の変更について(弘前市決定) •議案第3号 弘前広域都市計画道路(都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線中央弘前駅 前広場)の変更について(弘前市決定) 5 閉会	

# 平成29年度第1回弘前市都市計画審議会

## 会議内容

- 1 開 会
- 2 組 織 会
- 3 報 告
- 4 案 件

---

【午前10：00 開会】  
平成29年11月15日 都市計画審議会 議事録

### 【開会】

(事務局)

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
それでは、ただ今より、平成29年度第1回弘前市都市計画審議会を開催いたします。

### 【委嘱状交付】

(事務局)

皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。  
なお、本日は青森県警弘前警察署長、都川満様がご都合により欠席されております。  
また、青森県中南地域県民局地域整備部長 平山千代和様におかれましては、次長の澤頭潤様が代理出席されております。  
委員名簿とは順不同となりますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立の上、  
山本副市長より委嘱状をお受けくださいますようお願ひいたします。

<委嘱状交付>

(事務局)

それでは、山本副市長よりご挨拶を申し上げます。

(山本副市長)

みなさん、おはようございます。  
弘前市都市計画審議会の開催にあたって、市長に代わってご挨拶を申し上げます。  
皆様には、日頃から市政各般にわたりご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。  
また、このたびは、ご多用の中、都市計画審議会委員就任のご快諾、及び本審議会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今後、全国的に急速な人口減少、そして高齢化が見込まれる中で、これまでコンパクトな市街地を維持してきた当市におきましても、人口の減少により居住の密度が低下し、医療・福祉・商業といった生活に必要なサービスの提供が、困難となる恐れがございます。

併せて、社会資本の老朽化も急速に進展してございまして、更新等への対応もあわせて求められております。

このような中におきまして、高齢者でも出かけやすい健康で快適な生活環境の確保をはじめ、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちづくり、既存ストックの有効活用など、ファシリティ・マネジメントによる財政面でも持続可能な都市経営等が今後のまちづくりにおいて重要な課題となっております。

このために、都市計画マスターplanや立地適正化計画などに基づきまして、都市全体の構造を活かしたコンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークの形成に取り組んでいるところです。

このような課題等の解決に当たって、まちづくりに関する方向性などを調査・審議するこの審議会は、これまで以上に重要な役割を担うものであります。

委員の皆様には、当市の特性を活かし、市民と行政が連携しながら、都市計画マスターplanにおいて当市の目指す都市の姿である「暮らしを楽しめるまち」が実現されるよう、引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

以上よろしくお願いします。

(事務局)

この後は、都市計画審議会の会議に入りますので、山本副市長はここで退席させていただきます。

組織会議に入ります前に、弘前市都市計画審議会委員にご就任されました皆様を改めてご紹介申し上げます。

第1号委員、学識経験のある者といたしまして、弘前大学大学院地域社会研究科長 北原啓司様、弘前大学大学院地域社会研究科准教授 土井良浩様、公益社団法人青森県不動産鑑定士協会理事 工藤美佐緒様、

第2号委員、市議会の議員といたしまして、松橋武史様、今泉昌一様、小山内司様、工藤光志様、

第3号委員、関係行政機関の職員といたしまして、青森県中南地域県民局地域整備部長 平山千代和様、青森県警弘前警察署長 都川満様、

第4号委員、公共的団体の代表者といたしまして、弘前商工会議所副会頭 齋藤嘉春様、弘前市町会連合会副会長 小山三千雄様、弘前市農業委員会長 成田繁則様、弘前市社会福祉協議会会长 柳田光祥様、

第5号委員、公募による市民といたしまして、高松勇好様、菊地傑様、以上でございます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に送付しております「次第」、「委員名簿」、「議案」、そして「参考資料」、ま

た、本日お手元にお配りしております「席図」、右上の方に「当日配布資料①」と書かれてあるもの、「当日配布資料②」、「当日配布資料③」、以上になります。

不足資料がございましたら事務局までお知らせくださいるようお願ひいたします。  
よろしいでしょうか。

では、組織会に入る前に、今回初めて任命されました委員もいらっしゃいますので、「都市計画制度」、「弘前市都市計画審議会」の概要についてご説明させていただきます。

資料は、本日配布させていただきました「当日配布資料①」の「都市計画制度・弘前市都市計画審議会の概要について」という資料になります。同じものをスクリーンやモニターに映しておりますので、よろしくお願ひします。

1ページ目をご覧ください。

都市計画制度についてご説明をいたします。

都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画でございます。これらの計画を実行させていくためには、市街化区域や市街化調整区域との区域を設定する区域区分、そして商業地域、工業専用地域といった用途地域や、防火地域等を設定する地域地区等を設定します。

左側の図は、当市における各区域の面積を示しております。行政区域 52,420ha に対して都市計画区域は、行政区域の 34.1% にあたります 17,897ha、市街化区域は行政区域の 5.4% にあたる 2,830ha となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

ここでは都市計画の種類についてご説明いたします。

都市計画の種類として、まちづくりの根幹となる土地利用、都市施設、市街地開発事業、地区計画がありますが、その中の都市施設と地区計画についてご説明いたします。

都市施設とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、道路・公園・下水道等の施設をいいます。それらの都市施設が決定されると、その区域内に建築規制が及ぶことになります。

次に地区計画についてですが、これはそれぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかな土地利用に関する計画と、小規模な公共施設に関する計画を一体的に定めて、地区計画の目標や施設の建築物の規制といった地区整備計画を定めるものでございます。

続きまして、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

ここでは、都市計画に関連する計画等についてご説明いたします。

魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを具体的に構想することが重要となります。当市では、弘前市の目指すべき都市の将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を示す都市計画マスタープランを平成 26 年 3 月に策定しております。また、都市計画マスタープランの高度化版で人口減少や高齢化に対応した効率的で持続可能なまちへと成熟させるコンパクト・プラス・ネットワークを実現するための計画であります立地適正化計画を平成 29 年 3 月に策定をしております。

次に、4ページ目をご覧いただきたいと思います。

ここでは都市計画の策定手続きについてご説明いたします。このフローは市町村が定める場合の手続きとなります。

都市計画を定めるときは、まず原案を作成いたしまして、住民の意見を反映させるために説明会や公聴会を開催いたします。その後、案を作成して2週間の公告・縦覧を行います。これに対して、住民や利害関係者から意見書を提出することができます。そして都市計画審議会で審議された後、県知事の同意を得て決定される流れとなります。

次に、5ページ目をご覧ください。

都市計画審議会についてですが、これは都市計画法第77条2及び、弘前市都市計画審議会条例に基づき設置される市の附属機関となります。

審議会では市が決定する都市計画に関する審議や、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査・審議していただくことになります。委員は15名、任期は2年となっていまして、皆様の任期は本日平成29年11月15日から平成31年11月14日までの2年間となります。

以上が都市計画制度及び弘前市都市計画審議会の概要でございます。

それでは、組織会に入らせていただきます。

本日は、委員15名のうち14名が出席されておりまして、弘前市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、定足数を満たしておりますので、直ちに組織会を開催いたします。

ここで、会長の選任になります前に、仮議長を選任していただきたいと思います。

慣例ですと仮議長は、年長者となっておりますので、小山内委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし) と呼ぶ声あり

それでは議長席にお移りいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

(小山内仮議長)

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

それでは、お諮りいたします。

弘前市都市計画審議会条例第5条第1項に基づき、会長は、「学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙により定める」となっておりますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

(指名推薦) と呼ぶ声あり

(小山内仮議長)

指名推薦という声がございますがよろしいでしょうか？

(異議なし) と呼ぶ声あり

(小山内仮議長)

それでは、指名推薦といたします。

(委員から挙手)

(委員)

都市計画を専門としており、弘前市の都市計画に長年関わられてこられた北原先生を推薦したいと思います。

(小山内仮議長)

北原委員との声がございますが、いかがでしょうか。

(異議なし) と呼ぶ声あり

(小山内仮議長)

全員異議がないようですので、北原委員を会長に決定したいと思います。

これをもちまして私の役割を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、弘前市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が会議の議長になり会務を総理することとなっておりますので、北原会長、よろしくお願ひいたします。

### 【会長就任挨拶】

(北原会長)

ただいま、推薦していただきました北原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど、副市長さんからのお話にもありました、私たちがずっとやってきた都市計画というものは、まちを大きくするためではなくて、大きくなりすぎないようにコントロールしていかなければならない。今の時代は、さっきもおっしゃったように人口が減ってきてるので、大きくするのではなく、やはり中身を濃くしていく時代だと思います。その意味で我々が作ってきたものをもう一度上手く使い、新しいものに変えることではなく古いものを活かしていくとか、そのような都市計画をすることができる弘前はすごく恵まれているまちだと思います。

ただ、その歴史にあぐらをかいていつの間にかそれが使えなくなったり、もったいないことをしたりすることがないように都市計画をしていく面で、先般立地適正化計画も出来ましたし、今度は、今動かしている景観刷新のモデル地区に選ばれたようです。

いろいろと選んでできるのはうれしいことなので、そういった中でいい方向に向かってい

けるように努力していきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

(会長)

議題に入りたいと思います。

本日は、報告が1件と議案が3件あります。

最初に報告事項として「弘前広域都市計画地区計画（茂森新町地区計画他9地区計画）の表現の変更について」、のご説明を事務局からよろしくお願ひします。

### 【報告】

(事務局)

それでは、次第3の報告事項、弘前広域都市計画決定地区計画(茂森新町地区計画)他、9地区計画の改正についてご説明させていただきます。

まず、地区計画についてご説明させていただきたいと思います。

地区計画とは、地区の特性に応じて、きめ細かいまちづくりのルールを定めまして、よりよいまちへと誘導していくための制度でございます。

地区的状況に応じて、道路ですとか、公園などの地区施設や建築物の用途の制限、建物の建ぺい率ですとか容積率、敷地の面積、垣や塀の構造など、詳細に定めることができまして、現在当市では18の地区計画が定められております。

今回の報告内容は、都市計画の変更にあたらない、表現等の改正について報告をさせていただくものであります。

改正内容といしましては、10の地区計画において文言や表現の統一、町名改正が反映されていない地番の修正、市条例の改正や制定による条項とか号のズレの修正などを行うものでございまして、実質的な内容の変更を伴わないものでございます。

まず、①の、茂森新町地区計画の改正箇所についてご説明いたします。

茂森新町資料の4ページにA3横長の資料がございます。右側に(旧)左側に(新)という形の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正箇所には青線を引いてあります。

1点目は、2行目の位置の部分についてでございますが、改正前は弘前市大字茂森新町四丁目であったものを、町名改正等を反映させて、弘前市大字茂森新町四丁目、大字樹木二丁目、大字樹木三丁目の各一部といたしました。

次に、下の欄に地区整備計画という大きい欄の中に、建築物等に関する事項の中で建築物等の用途の制限、建築することができる建築物の欄をご覧いただきたいと思います。

(1)にあります建築基準法の次のカッコの中の表現ですが、改正前は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)をいう。以下同じ。)を、建築基準法(昭和25年法律第201号)に記載を修正いたしました。こちらは、他の地区でも記載している内容でございまして、それらの表現と統一するものでございます。なお、各地区計画で法令の記載の仕方が異なっていたのは、策定した時期が異なっているからということでございます。

続きまして、(2)をご覧ください。

こちらも同じく、改正前は建築基準法施行令とだけ記載しておりますけども、建築基準法施行令の後にカッコ書きで法律制定年等を追記しております。

次のページをご覧ください。

一番上は建築物から独立して建築・設置することができない工作物の欄でございます。

改正前は、自己の用（青森県屋外広告物条例第7条第2項第1号に定めるものをいう。）と記載されておりますが、現在は弘前市屋外広告条例が適用されておりましたため、市の条例名に改めました。

次に真ん中のあたりですけれども、形態・意匠の制限と書かれている右側に、建築物に表示することができない広告、看板等の欄に自己の用とありますが、先ほどの部分で定義されておりましたため条例名は記載しないということにしたものですございます。

次に②千年地区計画に移らせていただきます。

千年地区計画の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

こちらも同じく2行目の位置の欄ですけども、改正前は弘前市大字千年四丁目とあります  
が、公園の敷地など決定当初から千年三丁目も若干ではあります  
が一部含まれておりました  
ので、今回現状に合わせて改めて修正するということでございます。先ほどの茂森新町地区  
計画と同じく、法律・政令の記載方法など、引用条例の整理を行うものでございます。

次に③浜の町地区計画の改正点でございます。

こちらの方の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

こちらも上から2行目の位置の欄でございますが、他の地区計画と表現を合わせるために、  
弘前市大字浜の町西三丁目の後に【の一部】という表現をお付けいたしました。その他、  
法律の記載方法の整理を行っております。

次に④南大町地区計画の改正点についてご説明をします。

こちらも4枚目あたりに新旧対照表がございます。

南大町地区計画については、位置の表現の統一、国鉄という表現をJRに修正、他に用途  
の制限に変更はございませんが、現行の法律に合わせた記載方法の修正を行っております。

次に小比内地区計画についてご説明いたします。

こちらも法律の記載方法の整理を行ったというものですございます。

次に富士見台地区計画の方に移ります。

富士見台地区の改正点につきましては、法律の記載方法の整理、市の規則の改正による  
条項ズレの修正、引用する屋外広告物条例の名称の修正を行っているものでございます。

次に藤代工業団地地区計画の改正についてでございます。

新旧対照表の2枚目をご覧ください。法律の記載方法の整理、引用する屋外広告物条例の  
名称の修正を行っております。次のページに別表第二というものが新旧対照表にございます  
けども、こちらは都市計画決定の図書ではなく、地区計画に該当する建築基準法を添付した  
資料です。特に改正にはあたらない資料になります。なお、報告資料の改正に記載してあります  
が、建築基準法別表の新旧の参考という形でご覧いただきたいと思います。

次に自由ヶ丘地区計画の改正についてですが、こちらも新旧対照表のとおりに青線で記載

しておりますが、こちらは法律の記載方法の整理を行っているものでございます。

次に大久保地区計画の改正についてですが、こちらも法律の制定の記載方法、市の規則の改正による条項号のズレの修正を行うものとなっております。

最後に美山団地地区計画の改正についてでございますが、新旧対照表がありますが、青線の部分、法律の記載方法の整理を行ったものでございます。

以上、10 地区の地区計画の改正につきましての説明をさせていただきました。

先ほども申し上げましたけども、この改正につきましては都市計画決定の内容の変更を伴わない、記載の仕方の修正を行うだけでございますので、都市計画審議会の皆様にはご報告をさせていただきまして、手続きといたしましては、告示を行い修正した旨を周知するのみということになります。

以上で報告を終わらせていただきます。

(会長)

はい、都市計画決定等の変更ではなく、文言を今の法律に合わせたり、あるいはそれまでバラバラだったものを統一したことと、作った後に既存のものが変わってきたたりしたものがあり表現を変えたということのご報告でした。

それでは今のご報告について、もし何か質問があればいただきたいのですが、特にこれはよろしいでしょうか。

はい、これは今後しっかりと調整したものをそのままお伝えいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

報告事項はここまでですので早速、今日の3つの議案について1つずつお話したいと思います。

「議案第1号 弘前広域都市計画地区計画（弘前駅前・上土手町地区計画他5地区計画）の変更について」を事務局の方からご説明をお願いします。

### 【議案第1号】

(事務局)

それでは「議案第1号 弘前広域都市計画地区計画（弘前駅前・上土手町地区計画他5地区計画）の変更について」説明いたします。

こちらの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法の一部改正によりまして、建築できる建物の用途に変更を生じる地区が5地区、その他名称の変更を行う地区が1地区あります。これらは都市計画決定の変更にあたるため、議案という形で委員の皆様にお諮りするものでございます。

先ほどの報告と同様、文言の修正も併せて行っておりますので報告いたします。

まず、風営法の一部改正の概要についてご説明いたします。

2枚目に、風営法の改正による地区計画の改正という資料がございますので、こちらをご覧いただきたいと思います。

これまでの風営法ではダンス教室等が風俗営業ということで規制しておりました。最近の

ダンスに対する国民の意識の変化に対応しまして、ダンス文化の健全な発展の支障とならないよう、客にダンスをさせる営業について一部を風俗営業から外しまして、営業の形態に応じて規制するという法改正が行われております。

資料のイラスト部分をご覧いただきたいと思いますが、こちらが改正の概要をイメージしたものとなります。

風俗営業とされるものは、第2条第1項に定められておりまして、左側が改正前の風俗営業、右側が改正後のものになります。改正前の第1号キャバレー等と第2号待合等は、改正後は第1号に統合されました。

次に、改正前の第3号、ナイトクラブ等のうち、明るさが10ルクスというのがございまして、10ルクスというのが上映前の映画館くらいの明るさと思っていただきたいと思いますが、これより明るいお店で深夜営業をして酒を提供するお店は、特定遊興飲食店営業として別に規制されるという形になりました。

また、10ルクスより明るくて深夜営業をしないお店と深夜営業をしてもお酒を提供しないお店は普通の飲食店営業となりまして風俗営業から外れることになりました。

10ルクス以下のものにつきましては引き続き風俗営業となりまして、第5号の低照度飲食店に含まれることになりました。

第4号のダンスホール等は完全に風俗営業から除外ということになりました。

他の第5号から第8号までは、順に号数が繰り上がりとなります。以上が法改正の概要のことになります。

この号ズレを解消することによりまして、風営法を引用している5つの地区で建築できる建物の用途の規制が変更になる地区がございます。

変更点をわかりやすくまとめたものが、議案資料の1枚目にあります概要という資料となります。

各地区計画の新旧対照表を使ってご説明いたしますが、先ほどご覧いただきましたカラーの風営法の新旧対照表も合わせてご参照いただきたいと思います。

まず、弘前駅前・上土手町地区計画からご説明いたします。

こちらの地区の4枚目に新旧対照表がございますので、そちらをご覧いただきたいと思いますが、今回の法改正による部分は赤線の部分が変更点ということになります。

弘前駅前・上土手町地区計画では、改正前は建築できないものとしまして、風俗営業法第2条第1項第1号、第2号、第5号、第6号が規定されております。こちらを改正後のものに直しますと、第1号、第2号、第3号になります。法改正が複雑ですので結論のみを申し上げますと、弘前駅前・上土手町地区計画では10ルクス以下のナイトクラブが建築できなくなります。

変更点は以上になります。その他青い線で先ほどの地区と同様に、法律の記載方法等の整理を行っております。

続きまして、下土手町地区計画の変更点についてご説明を申し上げます。下土手町地区の2枚目に新旧対照表がございますのでそちらをご覧ください。

下土手町地区計画では、建築できないものといたしまして、風俗営業法第2条第1項第1

号～第7号が規定されております。こちらを改正後に合わせますと、第1号～第4号となりまして、ナイトクラブで10ルクスより明るいものと、ダンスホールが建築できるようになります。

続きまして、城東第五地区計画についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。変更部分は赤で表記しております。

近隣商業地区には、ヤマダ電機さんやユニバースさんが入っている区域です。また、近隣商業地区と流通業務地区、102号線沿いにABCマートさんやダイハツさんなどがある区域でございますけども、この区画では10ルクス以下のナイトクラブは建築できないという風に変わるものでございます。

また、青線の部分につきましては、他地区と同様に町名等の変更によるものでございます。

続きまして、安原第二地区計画についてご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。改正部分は青色になります、変更部分は赤色で表記しております。まず、位置の部分は、町名改正を受けまして、現在の町名に変更しております。

また、次のページをご覧いただきたいと思いますが、青線の部分につきましては法律の記載方法の整理を2箇所行っております。

今回の法改正による変更の赤線部分についてですが、近隣商業地区でマックスバリューさんやサンデーさんが建っている区画、それから流通業務地区でパチンコ屋さんやファミリーマートさんが建っている区画ですけども、こちらの2区画地区におきましては10ルクス以下のナイトクラブは建築できないということになります。

続きまして、樋の口地区計画についてご説明を申し上げます。

新旧対照表の2枚目をご覧ください。

青線につきましては、文言の整理をしたものになります。赤線部分につきましては、表記はそのままですが、10ルクスより明るいナイトクラブで深夜営業しないものと深夜営業でお酒を提供しないものは建築できるようになります。

以上5地区が風営法の改正による条項号ズレの解消に伴いまして、建築できる用途に変更が生じる地区ということになります。変更内容につきましては、全ての関連する町会、それから商店街振興組合等にご説明いたしまして了承を得てございますのでご報告いたします。

引き続き、岩木町賀田地区の名称変更についてご説明したいと思います。

こちらは新旧対照表にありますとおり、これまで名称を岩木町賀田地区としておりましたが、市町村合併による現在の表記に改めるものでございます、名称を賀田地区とするものでございます。この名称は都市計画決定の変更に該当するものでございます。その他内容の変更を伴わない、青線を引いたところの表現の改正も行っております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

先ほどの地区計画の変更については、表記をただ変えただけですので報告事項でしたが、今回お話をありましたように、風営法そのものが変わったのは仕方がないのですが、低照度

のルクスの内容が変更になると、岩木町の名称変更ということで皆さんにお諮りしたいということでしたので、もしご質問があればいただきたいと思いますがどうでしょうか。

(委員)

風営法と都市計画法の関連をまず教えてほしい。それから、事務局から説明があった、建物の中のルクスのことで、いろいろ風営法の絡みでそれ以下の明るさだとだめだと。多分、ここもそうだと思うのですが、外部で調整できますよね。明るくする暗くする、そういう考え方もこれの中に入っているのか。最低は消灯、最高をこれより明るい、営業するときはちょっと暗くする様に調整できる照明器具があるわけですが、それをどういうふうに書類の申請段階で決めてしまうのか、あとで建物が建ったあとに都市計画の方のからみで、それを検査の段階で「これはダメだ」というふうにするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず1点目は風営法と都市計画法の関連ですけれども、先ほどの地区計画につきまして、こちらの地区に住まれる方の居住環境を良好なものにするために、その地区でルールを作つて、みんなで守つて、住みよい環境を作つていこうといった内容でございますので、そういったときに風営法に関わるもの、日常の生活といったものに影響のあるような場合もございますので、そういった視点で地区計画では風営法に関する建物、建築基準法といったものにもございますけれども、そういったものが入ることで生活が脅かされることがないように地区の中で話をしながらまちとして決めたものでございまして、そういった住みよい環境をつくる上では風営法との関連性というのは重要だと考えて位置付けられているものでございます。

10ルクスの明るさを変更できるような、調光できるような状況になっておりまして、調光できる場合、風営法のどの部分にあたるのかは詳しくはわかりませんけれども、10ルクス以上になる場合で、深夜営業をやる場合につきましては、今回一部につきましては特定遊興飲食店業という形になっておりまして、こちらの方につきましては、その営業する地区の公安委員会の許可を受けなければならぬといったこともありますので、営業する形態とその時間帯における明るさというのがどういった感じでやられているのかが重要視されるのだと認識しております。

(会長)

事務局の答えを補足します。

昭和55年に地区計画ができたあと60年代に全国で風俗営業を認めないとというような地区計画を作つた時に、例えばパチンコ屋はだめなのかとか、そのころは特殊浴場がありましたし、その時に風俗営業の風営法に書かれている何番から何番まで指定した、その中で今回ダンスホールが外れたので、ダンスホールはよいことにしようとしたのが今回の報告なわけです。その時にナイトクラブも暗いので、調節できるものだったら申請する時には明るくしておいて、実際は暗くすることもできるので、そのあたりはチェックできるのかというご質問

だと思います。そこは答えていないので、それを本当に立ち入り検査するかという話が建築確認の段階でそのように自由にできるものがあるんだったら認められないというような。ゼロ位置にしないといけない。真っ暗だとできませんから、その辺りの指導はあるかもしれませんけど、地区計画的なところではそこまでは何も規定していないので、一応地区計画というのは、性善説の計画なので、そのようなことは書いていないと思います。逆に言うと、弘前市がどうみるのかということだと思いますし建築指導の段階だと思うんですけど、どこまでチェックできますか。

(事務局)

公安委員会の営業の時の検査が一番のハードルだと思いますが、その後につきましては適宜検査という形でチェックするという方法でしか思い浮かばないです。

(会長)

公安委員会がやる時には暗くしておけばいいということですよね。ですから問題は、照度を調整できるような設備をそこに入れていること自体が本来作るときに気付くわけですから、どういう設備を入れるのか、それは付帯の条項としてある程度チェックしておかないと。これは別に地区計画を超えていると思いますけれども、それは連動する確認申請の世界だと思いますが、いかがなものでしょう。

(事務局)

建築確認の申請の時にその条項を建築指導課と一緒にチェックする形になると思います。

(会長)

そうですね。その可能性はあるということですね。

(事務局)

その辺については、きちんとこちらの方から担当課に申し入れいたしまして、きちんと対応するようにします。

(会長)

はい。そんなところでよろしいでしょうか。

他に何か質問やご意見はありますか。

(委員)

ナイトクラブは10ルクス以上の照度を保っていれば、風営法の対象にならないということでした。ここで質問でございますが、下土手町地区計画では10ルクスより明るければ全部建築できると、樋の口地区計画では明るくてかつ深夜営業しないでかつお酒を提供しないという2つの条件が加わっている。後から出てくる条例上の根拠というものは何ですか。

下土手地区計画では、ナイトクラブは10ルクス以上だったら風営法から外れるけれども、なぜ樋の口では10ルクスより明るくても2つの条件が加味されるのかを教えていただけますか。

条文上で示していただけますか。

(会長)

両方とも同じ用途地域であって、差が出る根拠を知りたいという話なので、ごもっともな質問ですね。

樋の口はそもそも調整区域地区計画をやったところでしたから。何年か前に戻りましたけど、この地域は調整区域でしたので、それを調整区域地区計画という特別なルールを作つて建築を認めましたので、そもそも中心市街地の商業地域とは意味合いが違うというところをおそらく最初のころに決めたと思いますが、周りがりんご畠というのがメインだったと思うんですけど、それを調整区域から都市計画区域の中の市街化区域に入れたときにそれを合わせるはずだったのか、いや、やっぱりここは郊外だからみたいなことではなく、根拠があるとしたらということですけれど。

(委員)

樋の口は第2条第1項各号に規定する風俗営業を行う施設を建築してはならないとなつてゐるわけで、第2条第1項各号にはナイトクラブは入っていないんですね。

(会長)

都市計画の方針として都市計画マスタープランとして、あの地域にそういったものを建てる考えないという方針であれば、他に合わせる必要は全くなくて、条例全部、地区計画全部の文言が違うのは、それそれ地域の方針ですから、今の答えに対してはここはそうしないですと言い切られればいいのですけども、それが今ないとおっしゃるとおりになると思うんですけど。

(事務局)

委員からのご質問の内容というのは、何で樋の口と下土手町で扱いが変わるのがというところの根拠を示して欲しいということでしょうか。

(委員)

条文上でね、それは根拠付けされているか。

(北原会長)

形式的にやってしまつてゐるので。ですから僕は、本来樋の口を全部風営法を外すと言つた以上、それが10ルクスあろうが何しようが一切認めないというのを続けていくべきだと思います。

今回皆さんにお諮りする変更は、風営法の記述で10超えたらしいという形でダンスホールは消えたということになっててできているから、もし、それであれば前と同じ都市計画の方針を貫くのであれば、現況に合わせてその辺りは法律の言葉改正だけではなく新たな書き方をして、僕は前のとおりちゃんとした住宅地及び商業地としていくんだということを書き加える変更をこの地区だけでも新たに皆さんにお諮りしたほうがいいんじゃないですかね。この文章を見たら何も言っていないから建ちますからね、建てますからね。だからさっきおっしゃったそういう根拠がないと、皆さん建ててしましますよという話もあるかと思いますけれど。事務局いかがですか。

(事務局)

そもそも樋の口地区と下土手町地区は、地区計画の中身が異なっていまして、下土手は商業地区に設定されており、樋の口は近隣商業地区ということで。下土手は業種的に制限をかけていないのですけれど、樋の口は、建築できる業種が絞られています。先ほどの新旧対照表の樋の口地区を見ていただきたいのですけれど、新旧対照表の、2ページ目のところに建築物等に関する事項というところの建築物等の用途の制限というところがございます。ここでは、まず風営法で縛りをかけておりまして、さらに(1)から(6)の業種、この業種以外は設置してはならないということで縛りが強くなっています。これは当時の地区計画で定めた時の近隣の方や住民の方との話のなかで決定しておりますので、今回はあくまでも風営法の部分の縛りが追加されただけということになります。ここの中身をこの建物(1)から(6)の建物以外のものを設置できるような形になれば、また地域との話し合いは出てくるのかなと思っております。

(会長)

そうですね。この文章を見る限りでは大丈夫ですね。してはならないと書いていますね。

(委員)

今の答えで納得しました。

(会長)

そもそも文面に対して、風営法の適用のものが関係しなかった地域だったこともあるので、今日の適用除外になった話についてはここは関係ないよという話で、ここに根拠がありましたので委員への答えになると思います。ありがとうございました。

では、今の文章がありましたので、そういう意味ではそこの方針が変わったわけではなく、言葉の整理とそれからもう1つは法律に適用させた変更であるということでお諮りしたいと思います。この案件につきましてこういった形で進めていたくということで了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(よい) と呼ぶ声あり

(会長)

はい。では1号案件につきましてはこれで決定させていただきます。

1つでてきたことなのでお話をしますと、いろんな時代に変わって緩和されていく時に弘前としてはこの地域をこうするべきというような根本的な考え方については、しっかりと守っていただきたいということが今の意見で出てきていると思いますのでよろしくお願ひします。

では、その次の議案につきまして、弘前広域都市計画下水道の変更について事務局の方かよろしくお願ひします。

## 【議案第2号】

(事務局)

議案第2号の弘前広域都市計画下水道の変更について、ご説明させていただきます。

まず、議案の説明に入ります前に、都市計画下水道の変更の主旨と理由について、説明させていただきます。

今回の変更項目は2つございまして、排水区域の追加及び下水管渠の変更であります。

ひとつ目の排水区域の追加ですが、平成17年度の都市計画下水道の変更からこれまで、市街化区域の見直しが行われたこと、また、下水道法に基づく下水道事業認可の排水区域が都市計画法に基づく都市計画決定の排水区域を包含していることから、区域の整合を図るものでございます。

ふたつ目の下水管渠の変更についてでございますが、平成27年度に単独公共下水道が流域関連公共下水道へ処理区の統合をしたことに伴い、汚水管渠及び雨水管渠を変更するものでございます。

これらの内容につきましては、青森県より下水道法に基づく下水道事業認可を受けたうえで、事業を進めているものではありますが、市町村合併時に、都市計画法に基づく都市計画決定と、下水道法に基づく下水道事業認可の手続きに行き違いが生じたままとなっておりました。

そこで今回、都市計画下水道の変更について、都市計画審議会でご審議いただき、法的位置づけを明確にしようとするものでございます。

なお、9月25日に変更原案に関する説明会を開催し、参加者からの質疑はございませんでした。また、10月2日に予定しておりました公聴会は、公述の申し出が無かったため開催しておらず、10月10日から23日までの変更案の縦覧におきましては、縦覧者及び意見書の提出が無かったことをここにご報告申し上げます。

それでは、お手元の議案をご覧ください。

弘前広域都市計画下水道の変更（弘前市決定）ですが、弘前広域都市計画弘前公共下水道の「2. 排水区域」及び「3. 下水管渠」を変更するものであります。

それぞれの変更内容、及び、次に添付しております総括図につきましては、後程スクリーンを使ってご説明いたします。

変更する理由といたしましては、平成18年2月の市町村合併により、弘前市及び岩木町並びに相馬村が弘前市となったことに伴う、排水区域の変更及び見直しにより、排水区域面

積約 141 ヘクタールを追加するものであります。

また、平成 27 年 4 月に単独公共下水道を流域関連公共下水道へ処理区の統合をしたことにより、弘前市下水処理場が雨水処理施設となつたため、処理水の放流管渠を汚水から雨水に変更するものであります。

これらにより、公衆衛生の向上及び公共用海域の水質保全を図り、都市の健全な発展に寄与するものであります。

次に、変更内容につきましてご説明いたします。別冊の議案参考資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

弘前広域都市計画下水道の変更概要として、これまでの都市計画変更の経緯、及び提案理由を記載しております。2 ページは参考として、弘前広域都市計画下水道の変更後の計画を記載しております。次に、3 ページから 5 ページは、旧弘前公共下水道と旧岩木町公共下水道のそれぞれの変更案について、新旧対照している資料となっております。なお、赤文字は変更前、黒文字は今回の変更案となっております。続いて、6 ページから 8 ページは、都市計画決定の変更概要を記載しており、3 ページから 5 ページの新旧対照について、面積増減などの内訳と、変更の有無を記載した資料となっております。

それでは、今日お渡ししております当日配布資料②と右上に書いてある資料の 1 ページをお開き願います。また、あわせてスクリーンにも映しますので、どちらかご覧いただきたいと思います。

総括図は、弘前市都市計画図に、汚水の排水区域を示した図面となっております。赤枠が追加する排水区域で、黒枠が既に決定している排水区域であります。また、下水管渠の東部第 1 号幹線、中部第 1 号幹線、放流管渠、岩木 1 号汚水幹線についても表示しております。ちょっと小さくて見づらいかもしれません、申し訳ございません。

続きまして、排水区域の変更について、ご説明いたしますので 2 ページの方をお開き願います。

現在の都市計画決定では、弘前公共下水道の排水区域が 3 千 715 ヘクタール、岩木町公共下水道の排水区域が 135 ヘクタール、合計で 3 千 850 ヘクタールとなっておりますが、今回の変更により、約 141 ヘクタールを追加し、弘前公共下水道の排水区域として 3 千 991 ヘクタールに変更するものであります。

次に、3 ページをご覧ください。

変更の内容といしましては、岩木町公共下水道の排水区域を弘前公共下水道として都市計画決定し、名称も弘前公共下水道に統一するものであります。併せて、排水区域の見直しにより、主に岩木地区の一部を追加するものであります。

これらにより、先ほども申しておりますが約 141 ヘクタールを排水区域に追加するものであります。

次に、4 ページをお開き願いたいと思います。

下水管渠（汚水・雨水）の変更についてですが、現在の都市計画決定では、汚水管渠は、東部第 1 号幹線、中部第 1 号幹線、放流管渠、岩木 1 号汚水幹線となっており、雨水の管渠はございません。それを今回の変更によりまして、汚水管渠に東部第 1 号幹線、中部第 1 号

幹線を、雨水管渠に放流管渠を決定するものでございます。

続きまして、6ページの方をお聞き願いたいと思います。

変更の内容としましては、平成27年4月に単独公共下水道が、流域関連公共下水道へ処理区の統合をし、弘前市下水処理場が雨水処理施設となったことに伴い、放流管渠を污水管渠から雨水管渠として決定するものであります。また、岩木1号污水幹線につきましては、国土交通省で示している都市計画運用指針に基づき、主要な管渠に該当しなくなつたことから、表示上の廃止をするものであります。

以上で、議案第2号 弘前広域都市計画下水道の変更について、説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今の説明に関しまして、ご質問などいただきたいと思いますが、いかがですか。

(委員)

しつくりしないのは、平成18年2月28日に合併してもうすでに10年を過ぎていて、合併時においても排水面積、岩木・相馬等の追加がその時点でもう分かっているのに、なぜ今このように変更するのかが依然もやつとしているところでございます。

それから、污水なり雨水の管はもうすでに旧弘前市に入っていて、向外瀬の方にずっと管が通じている訳であります、なぜ今なのか、まずそこから説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

旧岩木町では、都市計画法に基づきまして、市街化区域を都市計画決定し、市街化調整区域については、下水道法の事業認可のみを受けることで青森県と協議し、了解を得た上で、下水道事業を進め、概ね整備を終えております。

一方、旧弘前市では、市街化区域及び市街化調整区域の最小限の区域を排水区域といたしまして都市計画決定することで、青森県より都市計画法及び下水道法の事業認可を受けて下水道事業を進め、市町村合併後も同様に下水道事業を進めており、現在に至っております。

しかしながら今般、県の方から、都市計画法に基づく排水区域と、下水道法に基づく排水区域の整合を図るよう指示されたことから、今回の都市計画下水道の変更をするようについて、県の方からの強い要望・指導によるものでございます。以上です。

(会長)

合併した時に考えられたのではないかというお話だと思うのですが、今のお話だと、整合を図るためにという県からの依頼もあったという話ですが、すつきりしたでしょうか。そういう事情だという説明だそうです。

(委員)

実際、平成18年からやってきているのに、なぜ今、県自体も指摘をして、区域の統一を図ろうとしているのかよく分からぬのであります、下水処理場については、県と市の両方が持っております、中郡などの汚水処理については県の方でやり、弘前市は弘前市独自の汚水処理してきたのを、今度は弘前の処理場は雨水だけを処理するように変更になったのは前から分かっていたのですが、今更なぜ、10年過ぎてしまつてから区域を統一してくださいといふのは、県自体も今更なぜ指摘して市に押し付けようとしているのか、よく分かりませんけれども、これで終わります。

(事務局)

追加で説明してもよろしいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

委員から今質問があつたこと、なぜ今なのかということでございます。

まず今まで早急にやってこられなかつたのは、旧岩木と旧弘前に関しては、ほぼ下水道に関しては、委員のおっしゃる通り整備は完了してございます。

現在、常盤野地区それから百沢地区の方を新たにやってございまして、その協議の中でですね、直すべきだ、精査すべきだというお話になつたので、今般、載せさせていただいております。

それから、管渠の放水渠に関しては、委員のおっしゃる通り、今弘前の処理場は雨水処理ということになつてますので、雨水の放水管ということにさせていただくものでございます。あと、名称に関しては、岩木1号汚水幹線、これについては実際今でも残つてゐるのですが、排水面積の規模から都市計画で定めるべき管渠、主要な管渠ということから外れるために、今回名称として落とさせていただいているというものでございます。以上でございます。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。では、ほかになにかご質問は。

特に無いようでしたら、この議案第2号につきまして今回、今ご質問がありましたような変更につきまして、会としてお認めするという形に今日の結論はさせていただきますがご異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ声あり

(会長)

では、この件につきましては、原案通りという形で決定させていただきたいと思います。

それでは最後に議案である第3号は、都市計画道路に関する話でございますので、この件につきましては事務局から説明があります。

### 【議案第3号】

(事務局)

それでは議案第3号について説明させていただきます。

議案第3号弘前広域都市計画道路（都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線）の変更についてご説明いたします。

議案第3号説明資料と右上に記載されている資料で説明させていただきます。

説明に入る前に、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線の名称につきまして、文字数が多いため3・4・6号線と省略して説明させていただきますのであらかじめご了承願います。

それでは説明資料1ページ目をお開き願います。

3・4・6号線は、まちなか情報センター付近交差点から城西大橋を経由して岩木茜橋交差点を結ぶ都市計画道路で昭和38年9月に都市計画決定されております。延長は約2,800m、代表幅員は16mとなっております。そのうち弘前消防本部から岩木茜橋交差点までの1,920mの区間については整備済みとなっております。また中央弘前駅前広場につきましても3・4・6号線の一部として都市計画決定されており、今回面積の変更についてご審議いただくものであります。

続いて資料2ページ目をお開き願います。

こちらの資料では、中央弘前駅前広場についてご説明いたします。

現在、都市計画決定されている面積は1,800m<sup>2</sup>となっております。

当時の計画といましましては、鉄道から二次交通への乗り換えを主な目的としており、バスやタクシーの乗降場を駅舎に横付けした駅前広場とする計画であったと推察されます。

続きまして、資料の3ページ目をお開き願います。

こちらの資料では、変更する中央弘前駅前広場についてご説明いたします。

当市では、JR弘前駅及び弘南鉄道大鰐線中央弘前駅地区周辺の活性化と交通結節点の機能強化を図るため、有識者、交通事業者、公募市民による「駅前広場（JR弘前駅・弘南鉄道大鰐線中央弘前駅）周辺地域活性化基本構想」を平成25年度に作成しております。

この基本構想を踏まえまして、平成27年度には「弘南鉄道大鰐線中央弘前駅前広場周辺利活用計画」を作成しております。

基本構想及び利活用計画の中では、目指すべき駅周辺の将来像としまして、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現を目指すため、中央弘前駅前広場の整備や駅前広場周辺の地域資源等の活用や連携といった整備方針を設定しております。

この整備方針を踏まえまして、中央弘前駅前広場の交通結節機能の強化と周辺整備に伴いまして今回、駅前広場面積の変更が必要となったものであります。

駅前広場の整備につきましては、鉄道からバスやタクシーまた自転車など多様な乗換え手

段に対応した円滑な移動の確保、また、中央弘前駅周辺に存在する商店街、病院、学校等の施設や昇天教会、吉野町緑地等の観光資源と機能的に連絡し、まちを訪れる市民や観光客の利便性向上のための環境整備が重要であると考えております。

続きまして、4ページ目をお開き願います。

こちらの資料では、中央弘前駅前広場の具体的な整備内容についてご説明いたします。

まず必要な機能といたしましては、バス、タクシー、一般車及び障がいをもっている方専用の乗降場とタクシープールを兼ねたロータリーを設置する予定であります。また、広場内での安全を図るため、歩行者、自転車と自動車を分離するための幅の広い歩行空間や違法駐輪対策として、駐輪場整備を計画しております。

現況では、昇天教会及び吉野町緑地側と駅前広場との高低差が2mから3mありますので、その高低差を緩和するための緩衝緑地なども計画しております。

この整備計画によりまして必要となる各施設の面積は、駅前広場で2,280m<sup>2</sup>、駐輪場で120m<sup>2</sup>、緩衝緑地で700m<sup>2</sup>、合計約3,100m<sup>2</sup>となり、現在都市計画決定されている1,800m<sup>2</sup>から変更するものであります。

なお、現決定では、黄色で着色しております市道部分について、駅前広場として計画しておりましたが、この市道につきましては今後も残ることになりますから、駅前広場への車両進入を防止するため今回の変更で削除しております。

最後に、議案説明資料の5ページをお開き願います。

都市計画変更に係る経緯と今後のスケジュールについてご説明いたします。

今年7月に県都市計画課と事前協議を行いまして、7月25日に原案説明会を開催し、19名の出席者がありました。

翌7月26日から8月9日まで、説明会に出席できなかった方にも原案の内容を見る機会を設けるため、原案の閲覧を行っております。

8月21日には、都市計画変更の内容について意見を述べることができる公聴会を予定しておりましたが、公述の申出がないため中止といたしております。公聴会の中止により原案に対する意見はございませんでしたので、原案をそのまま都市計画の変更案として10月3日から16日まで縦覧を行い、内容について意見書を提出する機会を設けましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日の都市計画審議会において変更内容についてご審議いただき、異議がない場合は県知事同意を踏まえ、12月上旬には変更案について都市計画決定及び告示することで手続きを進める予定であります。

今回の中央弘前駅前広場の変更におきまして、利用者の利便性の向上はもとより、中心市街地のにぎわいを創出する魅力的な空間となることで、交流人口の増加や回遊性の向上が図られるものと考えておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で、議案第3号「弘前広域都市計画道路（3・4・6号山道町樋の口町線）の変更について」の説明を終了いたします。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

都市計画道路に関する変更という話でしたが、現実的にいいますと中央弘前駅前の空間を少し広くして、そして駅舎を下げる形で広場の安全環境のようなものを確保するための面積変更に関する規定ということになるわけですが、これに関してのご質問やご意見がございましたら、いかがでしょうか？

はい、どうぞ。

(委員)

中央弘前駅前について、必要な機能の部分についてのお願いですが、バス、タクシー、一般車、障がい者という乗降場施設がありますけど、現実に今でも課題とか問題点があると思うんですね。そういうところをぜひヒアリング等で課題をきちんと取り上げたうえで、それを加味した上で広場の整備につなげてほしいという要望なんですが。

(会長)

はい。それはもちろんそうすると思しますし、ご説明ありましたように、平成25年から27年にかけて、それについての市民の方々の意見を聞くような会をして、ある程度のことはしています。でも、それだってやっぱりまだそこからもう4年も経っていますし、現実的に進めていく時には、いろんな人の意見を聞いたりすることは当然だと思いますから、それは都計審としても、これについての整備というものはお認めするにしても、やり方はそういうようなものを参加型なりなんなりしながらやるべきだということは申し添えることはできると思います。

もう1つは広場、整理の内容等について、僕らが話せる審議内容ではないんですけど、関係のある話なので、しっかり市民の意見や課題をチェックできるようにしてほしいという委員のご意見を今日の議事録に入れさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

では、今回の案件について、広場を広げる等について付随することでもいいです。ご質問どうぞ。

(委員)

最初にお断りしておきますけど、今回広場を広げることについては、私は非常に懐疑的でございます。

目的が歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち、あるいは利用者の利便性向上、交流人口の増大ということでございますが、今回の計画変更にあたってそれらについて具体的な数値目標、例えば賑わいのあるまちということであれば、中心市街地の通行者数はどう変わるとか、大鰐線の利用客はどのような数字を示す、そういうことを設定されておりますでしょうか。

(会長)

立適もからんでいますから多分數値目標は作られているんじゃないですか。

(事務局)

もともとこの事業、国交省の社会資本整備総合交付金というのを使ってるんですけども、お金をもらうにあたっては、整備計画を作らなければいけなくて、そこに数値目標を設定しております。その資料をお示ししますので少々お待ちください。

(会長)

昨年、この案件があった時に委員から、ロータリーが窮屈だとか、本当に歩行者を安全にみているのだろうかという話があって、今言った歩いて回れるまちみたいな時に、実はすごくきついのではないかというご意見があったのは覚えているんですよね。そのために、面積にゆとりが出ること自体は危なくなくなるのだけれど、結局それで駅が下がって等という話でこの辺りで本当に歩ける環境としてこんな感じになっていくというイメージが湧かない、図でここだけ面積を増やしたよと言われるとよく解らないよというのも、ごもっともな意見ですけれども、またもう1つ聞きたいのが、私の方から聞きますけれど、弘南鉄道は駅舎を下げて駅を造ることに対してはご理解得ているんですか。あるいは、そのお金のこともすけれど、駅舎は今までなかなか動かなかったわけですけれども、今回そういうことだったら下げて新しい駅舎を造るとか、今皆さん進めている煉瓦倉庫の方に出られるような改札口を造るとか、という話についてのご理解は得ている話なんでしょうか。どうぞ。

(事務局)

まず1点目のバスの進入ということでございますが、前回は、絵の中でロータリーという形で構造物を設置しておりましたけれど、今回はご意見をいただきまして、構造物はつけずに区画線とかそういう形になります。また、進入する角度につきましても若干緩める形で設計をしておりまして、まずバスが進入した時にはその窮屈なロータリーではなくて区画線の上を走行できるような余裕のあったような進入を確保するように見直しをしております。

2点目は、弘南鉄道さんとの協議ですけれども、原案の説明会の前に弘南鉄道の本社へお伺いして、この計画の内容を説明しております。その中で駅舎の移動については概ね了承を得ております。ただ、補償の中身については、なかなか減多にやることでは無いので、弘南鉄道さんでも他の鉄道会社に事情を聞いたりするということで、計画については了承を得ておりますけれども、移設する方法についてはこれから協議して調整をしていきたいと思っております。以上です。

(会長)

社総交とか立適もそうですけれども、事業にした時に、今みたいな駅舎の、民間ですけれども、駅舎のそれに伴う改造とかというものについてはお金についても国から補助してもらうことは可能なんですか。今回のケースの場合は。

(事務局)

都市計画で昔 JR 弘前駅の自由通路を整備したときに、機能補償という形で弘南鉄道と JR の駅舎を、国のお金をいただいて補償したことがありますので、この道路事業の中で補償若しくは移設に関しては出来るものと思っております。

(会長)

わかりました。どうですか資料は。その他に質問があればどうぞ。

(委員)

当日配布資料③の No. 4 の削除する部分、面積でいえば 700 m<sup>2</sup>なんですが、さっき事務局が答弁した進入路の関係なんですが、これを削除してそのまま残すと進入路の幅が狭くなる、整備したところから来て、それで間に合わないのではないか。全部左回りで右に入っていくんですよ、鍛治町へ行けないので。だからロータリーにするのだと思いますが、その中にバスプール、タクシープールそれからバスの路線が走るということだと思うんですが、特にタクシーの客待ちが多い、夜になればここに鍛治町の客を、鍛治町の道路を独占してここにまた来て、電車は 9 時までなのでここを削除していいのかどうか、市道ですよね、ここは。

(会長)

広場から削除するってことですよね。黄色の所は元々赤で書いていた所で、あそこ今は煉瓦倉庫から行く道路ですよね。

(事務局)

駅前広場の面積から削除するということです。今の道路形態で車が通っているのですが、広場整備の後にそこを取り込んでしまいますとその道路から駅前広場に車が入って来る形になりますので、そうなった場合に入ってくるバス、それから今の市道部分から入ってくる通過交通とか、道路から入ってくる車両が輻輳するので、市道部分をそのまま今の形態で残して広場は土淵川の方の近いところに入口を付けて・・・。

(会長)

地図の表現がおかしくて、全部赤っぽくしていますけれど、本当は都市計決定しているから色を塗っていますけれど意味違いますよね。道路の部分は道路の色にしないと。広場と分けていると、それであれば今の黄色の意味が分かるんだけれども、今回は、前は公園と言っていた部分が、現実を考えると車が走るはずなので抜いたということですね。

(事務局)

市道部分を広場に含めてしましますと旧保健所側から来た車も全部駅前広場の中を通って出ていく形になりますので、交通安全上問題があるということで今回は現道をそのまま市道として使えるように面積から削除したということになります。

(委員)

追加した面積はどのように制御していくのか、ただ図面だけでは下の部分だけ拡張して、拡張した部分をどうやるのかということを説明しなければいけない。これはもう駅舎を建てる時にもう1回やるのか。ロータリーの変更をお願いしたことを、変更した部分はこうなりましたということをもう1回やるのか、審議会を。やらないでこのまま進むのか。

(事務局)

審議会の議案として諮るものではございませんが、この中の意見をいただいておりますので、説明する機会は設けさせていただきます。

(会長)

前回は絵があったんですよ。だから委員がこの回りでは狭いのではないかとおっしゃったんですよ。こんな雰囲気になるというイメージがないと、この配置図では解らないよという話なので。こういう形の図面をはっきりと出していただいて、説明をゆっくりしていただければ理解できたと思うんですけど。この検討案の図面を基にしながら補足という形で説明していただければ皆さん理解が深まると思いますがどうでしょうか。

(事務局)

図面を開いていただいて、説明させていただきます。こちらが施設の配置の検討案になります。平成27年の都計審の時から若干ロータリーの形状とか進入口のアールを少し緩やかにした図面となっております。まず、まちなか情報センターから右折した場合、現在一方通行になっているところが対面通行になります。現駅舎の前の方に駅前広場が設置される形になります。全て右回りという形でロータリーは整備することになりますが、先ほど述べた通り前回の計画では、このロータリーを構造物で分けてあったのですけれど、バスの進入に支障があるのではということを考えまして、今回はこれを構造物から区画線、ラインに変えております。このラインの中に4台分のタクシープールを設置することになっております。

また、左上の方に緩衝地と書いておりますが、こちらの方は現道と駅前広場との高低差が2m以上ありますので、その高さや景観ということを配慮しまして緩衝地としての緑地を考えております。その脇に一般車両の乗降場を整備する予定となっております。こちらは3台置いておきまして、バスと一般車両の走行車線が輻輳しないように考えております。

駅舎の方は、タクシーの降車場があつて駅入口に一番近いところに障害者用の乗降場を設置したいと考えおります。境橋側にバスの乗降場を1台分設置しております。現駅の周りには放置自転車もあるということで、平成25年の基本構想でも現状を認識しておりますので、100台分の駐輪場を吉野町緑地側に整備したいと考えております。オレンジ色になっているのは歩行者や自転車が通行できるよう、幅の広い空間を設けまして利用者とか観光客の方の利便性や回遊性を向上させたいと考えております。

整備に伴いまして中央弘前駅が吉野町緑地側、南側の方に約30m移動するという計画となっております。ただ、移動するにあたりまして弘南鉄道側と協議に入りますが、駅舎が移

動した後には吉野町側や土手町側に自由に通行できるような入口を設置する形のことは弘南鉄道側に申し入れしているところです。弘前昇天教会側と駅前広場の間にある市道土手町住吉町線につきましては、駅前広場ができた後も歩行者優先という形になる歩車共存道路という風に考えておりますけれど、生活する方や配送する車といった一部車両が走行することがありますので、現計画では駅前広場の方に入ってくる計画でしたが、きちんと分離して駅前広場の交通安全を図っていきたいと考えております。以上です。

(委員)

わかりました。

(会長)

先ほどの件。

(事務局)

遅くなりました。目標値ということで先ほども部長の方から説明がありましたが、社交金の事業計画の中で目標を設定しておりますので、数値についてご説明いたします。中心市街地の歩行者自転車の通行量ですが、現在は1万8555人。これは平成25年の数値になります。目標値といたしましては、2万3000人、目標年度は平成31年度となっております。

(会長)

単位、分母はなんですか。

(事務局)

1日です。これは吉野町緑地とか全ての事業を含めた数値となっております。また、観光施設と利用者数ですが、1年で何人という形になります。平成25年度の196万2843人を平成31年度には203万4000人という目標値としております。

(委員)

大鰐線の乗降客数については数値を設定していないのですか。

(事務局)

この事業では設定しておりませんけれど、大鰐線の存続協議会の中で平成25年で57万人に目標値を設定しております。現在は43万人となっております。

(会長)

今のようなお話と図面を見るとわかり易かったように思います。今回、決定する事項はこの図でいうと右側の部分の面積を広場に加えて、そして、話はしているとのことですが弘南鉄道の駅舎を右にずれてもらうということでの、面積を前に比べると増やしたということ。

それから、前に我々もうっかりしていましたが、昇天教会との間の歩車共存の道路の部分を広場にしてしまっていたが、そこを広場から削除して道路として復活したことについての方向性はどうかということなので、これからいっぱい問題はあると思います。駅はどうなるのか、今日は出でていませんでしたが青森方面から来た車が右折ができるのかとか様々問題があると思いますが、まずはこの方向性として前のゆとりの空間を広げるということ、鉄道の了解を得て向こう側へ出られるようにすることを進めることに対してよろしいでしょうか、というその案件に絞りたいと思います。もちろんこの整備について皆さん関心がありますし、今日もしこの方向について了解をいただいても、まだまだゆとりある空間を造るにしろ、大事なことがいっぱいありますので、ぜひそれはしっかりやって欲しいということ、みんなにオープンにしてしっかりやっていただきたいということ、審議事項でなくても今後の駅舎のことについて審議会に報告があってもいいと思いますから、そのあたりを入れていただくことを条件にして、今整備する広場を広げることについては了解するということで進めていきたいのですが、よろしいですか。

(よい) という声あり

(会長)

今日ぜひ皆さんから出た意見、いろいろと都市計画ということでどうしようもないことではなくて、しっかり今から考えれば質を高めることもできますし、また、目標設定の根拠がはつきりしていないといけません。

今回の第3号議案につきましてはその方向性について承認することで決定させていただきます。では、議案についてはありましたが、その他についてはございませんので、私の進行はこれで終わりにさせていただきますので、後は事務局にお返しします。

(事務局)

本日は、皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。

【午後0：15 閉会】